

第 8 部
処置

第 1 節 処置料

歯髄覆罩（1 歯につき）
（点数の見直し）

初期齲蝕小窩裂溝填塞処置
（注の変更：取扱いの明確化）

抜髄（1 歯につき）
（点数の見直し）

1 直接歯髄覆罩

70 点 → 120 点

注 1 かかりつけ歯科医初診料届出保険医療機関
において当該処置を行った場合（当該かかり
つけ歯科医初診料届出保険医療機関において
継続的な歯科医学的管理を行っている患者に
対して行った場合に限る。）は、所定点数に
12 点を加算する。

注 1 かかりつけ歯科医初診料届出保険医療機関
において当該処置を行った場合（当該かかり
つけ歯科医初診料届出保険医療機関において
区分番号 A001 に掲げるかかりつけ歯科医
初診料を算定し、かつ、継続的な歯科医学的
管理を行っている患者に対して行った場合
に限る。）は、所定点数に 12 点を加算する。

2 2 根管

380 点

390 点

3 3 根管以上

530 点

550 点

<p>感染根管処置（1歯につき） （点数の見直し）</p>	<p>2 2根管 3 3根管以上</p>	<p>250点 370点</p>	<p>→</p>	<p>260点 390点</p>
<p>歯周基本治療 （注の変更：減算割合の見直し）</p>	<p>注1 同一部位に2回以上同一の歯周基本治療を行った場合は、2回目以後の歯周基本治療については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。</p>	<p>→</p>	<p>注1 同一部位に2回以上同一の歯周基本治療を行った場合は、2回目以後の歯周基本治療については所定点数の100分の30に相当する点数により算定する。</p>	